

千葉大学医学部附属病院 看護師特定行為研修 区分別科目実習に係る協力施設要項

当院では、区分別科目の実習を研修生の所属施設（自施設）で行うことを基本とします。そのためには、千葉大学医学部附属病院の協力施設として厚生労働省への申請が必要になります。申請には以下の要件を満たす必要があります。

<協力施設になるための要件>

- 1) 研修生を指導する指導者(※)がいること
- 2) 医療安全体制が確保できること（対応組織の整備、緊急時の手順書、患者の相談体制等）
- 3) 特定行為の実習症例数が、実習期間中に各行為5症例以上確保できること

(※) 指導者要件

- ① 実習時間に十分な指導時間を確保できること
- ② 医師又は歯科医師で指導にあたる者は、臨床研修指導医または臨床研修指導医と同等以上の経験（7年以上）を有すること。
- ③ 看護師で指導にあたる者は、特定行為研修を修了した者、またはこれに準ずること。
- ④ 指導にあたる者は、特定行為研修に必要な指導方法に関する講習会（特定行為研修指導者講習会等）を受けていることが望ましい。

なお、訪問看護ステーションや介護施設、療養型病院等に所属する応募予定者で、上記要件を満たせない場合は、実習施設の受入れ可能人数等を踏まえ、所属施設以外の実習場所を調整します。

<チェックシートの提出>

- ・ 出願の際、別紙様式4の「所属施設実習チェックシート」を提出ください。
- ・ 書類の内容により、必要に応じて事務担当よりご連絡させていただく場合があります。
- ・ 選考審査後、自施設での実習となる合格者には、協力施設申請手続き関係の書類を送付します。

<問い合わせ窓口>

千葉大学医学部附属病院 総務課総合医療教育係

TEL 043-226-2224 FAX 043-224-3830

E-mail byoin-kenshuu@office.chiba-u.jp